

監査事務所検査結果事例集の 公表について — 監査役等への期待 —

〔 公益社団法人日本監査役協会講演会
2021年11月17日（収録） 〕

公認会計士・監査審査会

会長 櫻井 久勝
主任公認会計士監査検査官

第1部

審査会検査の制度と 監査役等への期待

法定された外部監査制度

■金融商品取引法 第193条の2

第1項：財務諸表の適正性に関する監査

[対象] 取引所に株式を上場している会社

所定の非上場会社

- ・ 50人以上の不特定者に対し、有価証券の取得を勧誘する方法で、1億円以上の資金調達を行った会社
- ・ 株主数 1,000人以上の会社

第2項：内部統制報告書の適正性に関する監査

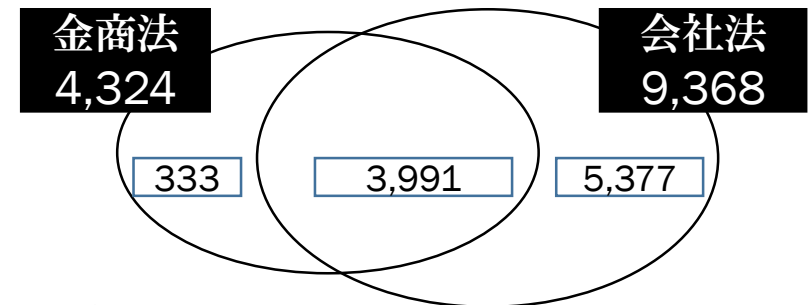
[対象] 取引所に株式を上場している会社

■会社法 第436条2項1号

計算書類の適正性に関する監査（内部統制報告書の監査はない）

- [対象] (1) 大会社（資本金 5 億円以上または負債合計200億円以上）：会社法328条
 (2) 監査等委員会設置会社、指名委員会等設置会社：会社法327条5項
 (3) 会計監査人を任意に設置した会社：会社法326条2項

<監査法人による金商法・会社法監査の状況（令和元年度）>



会計監査人の選解任

■選解任に関する主要な規定

- 会計監査人は**株主総会**の**普通決議**により選任・解任する。（会社法329条1項、339条1項）
- 株主総会での会計監査人の選任等に関する**議案は監査役等が決定**する。（会社法344条1項）
- 監査役は、会計監査人について、**候補者の適切な選定と評価の基準の策定**を行い、独立性と専門性を有しているかを確認すべきである。（コーポレートガバナンス・コード 補充原則3-2①）

■選解任のための参考情報： 監査の品質に関する第三者からの評価の情報

- 日本監査役協会の「会計監査人との連携に関する実務指針」（最終改正2021.07.30）は、監査法人による監査の品質に関する第三者からの評価の情報源として、次の2つを挙げている。
 - ①**自主規制**： **日本公認会計士協会による品質管理レビューの結果**
通常レビュー対象監査事務所206（うち上場会社監査事務所名簿等への登録事務所140）を対象
 - ②**公的規制**： **金融庁の公認会計士・監査審査会による検査の結果**
監査事務所のうち、所定基準で選定された監査法人（年間10法人程度）を対象とする立入検査
- 監査の品質に関する規制は、**自主規制（会計士協会）と公的規制（金融庁）の共同規制**である。

公認会計士・監査審査会の法的根拠

■公認会計士法 第35条

- ・ 第1項 金融庁に公認会計士・監査審査会（以下、審査会）を置く。
- ・ 第2項 審査会は次に掲げる事務をつかさどる。
 - 第一号 公認会計士等に対する懲戒処分等の調査審議
 - 第二号 監査事務所に対する審査及び検査等、ならびに必要なに応じて行政処分を金融庁長官に勧告
 - 第三号 公認会計士試験の実施
 - 第四号 その他、たとえば諸外国の関係機関との連携・協力

■審査会の組織

- ・ 公認会計士法35条に基づき金融庁に設置された合議制の機関
- ・ メンバー：会長1+常勤委員1+非常勤委員8

衆参両議院の同意を得て

内閣総理大臣により任命され、

独立して職権を行使

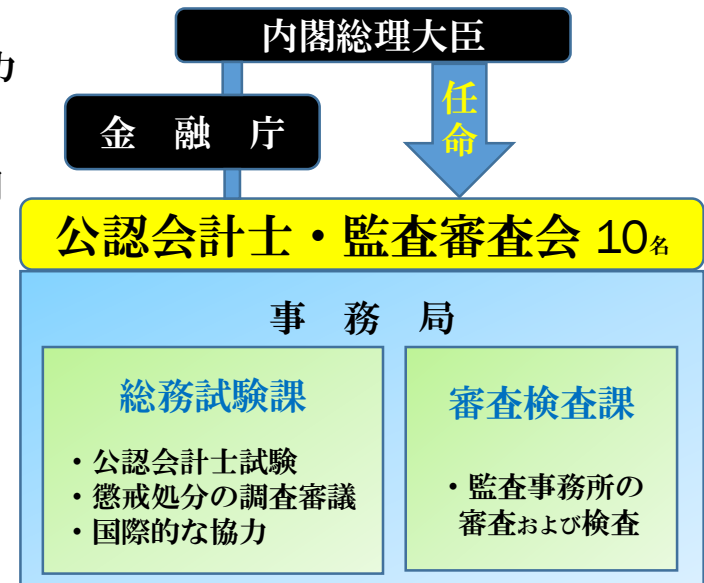
任期は3年、2004年4月の設置以来、

現在は第6期（2019年4月～2022年3月）

- ・ 事務局：審査会の事務を処理するために事務局を設置。

事務局長の下、総務試験課（14名）と審査検査課（42名）で構成されている。

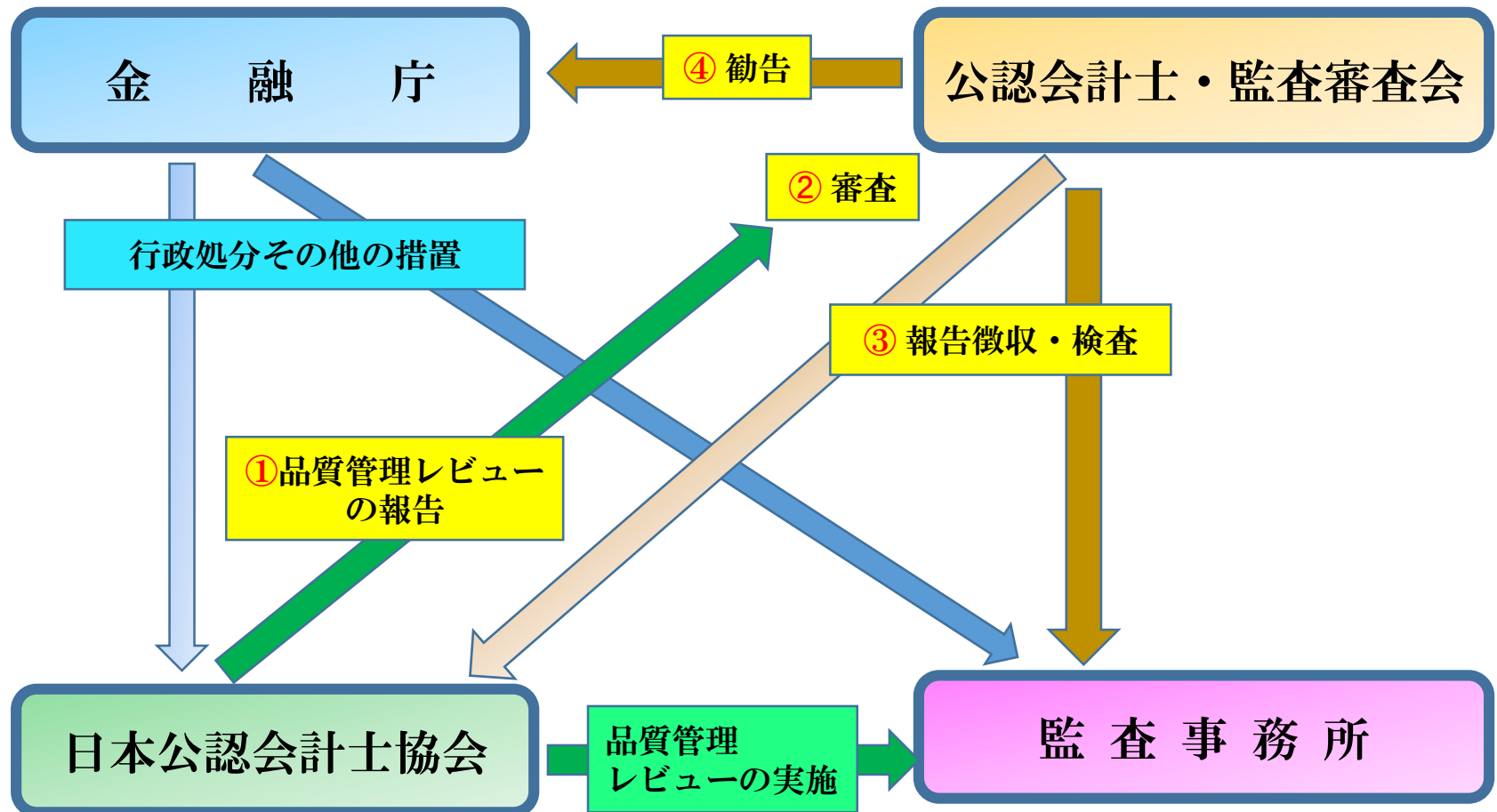
審査検査課には、監査法人での勤務経験がある公認会計士が多数含まれる。



審査会の活動に関する情報提供

文書の種類	文書のタイトル	頻度	最新版公表日
① 基本方針	<p>「監査事務所等モニタリング 基本方針」 (審査会第6期：平成31年4月～令和4年3月)</p> <p>※目的- - - 監査意見の適否ではなく、協会の品質管理レビューの実効性向上を促し、監査事務所の品質管理を含む業務の適正な運営を確保する。</p>	3年毎	令和元年 5月17日
② 基本計画	<p>「令和3事務年度 監査事務所等モニタリング 基本計画」</p> <p>※立入検査先は年10法人程度 大手 - - - 通常検査とフォローアップ検査を毎年交互に実施 準大手- - - 原則として3年ごとに検査を実施 中小 - - - 協会の品質管理レビューの結果等を参考に検査先を選定</p>	毎年	令和3年 7月9日
③ モニタリングレポート	<p>「令和3年版 モニタリングレポート」</p> <p>モニタリングの成果を報告書の形で広く一般に提供し、会計監査への関心や意識を高めていくことを通じて、監査品質の確保と向上を図る。</p>	毎年	令和3年 7月9日
④ 検査結果事例集	<p>「監査事務所検査結果事例集 (令和3事務年度版)」</p> <p>監査品質の確保と向上のための監査事務所の自主的な取組に資するよう、検査で確認された事例等を取りまとめて公表</p>	毎年	令和3年 7月9日
⑤ 年次報告書	<p>「公認会計士・監査審査会の活動状況 (令和2年度版)」</p>	毎年	令和3年 7月2日

審査会による審査・検査の制度



審査・検査の実績

step① 品質管理レビューの結果の報告受領

令和2年度の実績（実施先55監査事務所のうち）

重要な不備事項なし 52, 重要な不備事項あり 2, 極めて重要な不備事項あり 1

改善勧告事項：有 54, 無 1

step② 協会からの報告に基づく審査

審査の視点 (1) 監査事務所の監査業務が適切に行われているか
(2) 協会の品質管理レビューが適切に行われているか

step③ 検査等 審査の結果、必要かつ適切と認める場合は

* 報告徴収：文書や面談による調査

* 立入検査：審査会が監査事務所に出向いて行う検査

step④ 勧告 必要があると認める場合、行政処分その他の措置につき、金融庁長官に勧告

年度／事務年度	平成 28	平成 29	平成 30	令和 01	令和 02
立入検査の件数	12	9	10	10	8
行政処分の勧告の件数	2	1	0	2	1

検査結果の通知

■ 検査結果通知書とその記載事項

検査結果の通知は、監査事務所の責任者に対して**検査結果通知書**を交付して行う。主要な記載事項は

①**特に留意すべき事項**、②検査の視点、③品質管理態勢における不備、④個別監査業務における不備

■ 「特に留意すべき事項」の記載

重要な不備事項を取りまとめ、**業務管理態勢・品質管理態勢・個別監査業務**の状況に応じて

5段階の総合評価を付している。

<記載例（総合評価2の場合）>

貴監査法人を検査した結果、検証した範囲において、貴監査法人の運営については、以下のとおり、**妥当でない点が認められる。**

- (1)**業務管理態勢** ガバナンス、業務運営上の問題を記載
- (2)**品質管理態勢** 品質管理のシステムに関する不備事項を記載
- (3)**個別監査業務** 監査業務上の不備事項等を記載

■ 5段階の総合評価の記載 平成28年度に着手した検査から開始

目的 ① 監査事務所に対して、審査会の評価を的確に伝える。

- ② 被監査会社の監査役等（監査事務所から検査結果の開示を受ける人々）が、監査事務所の品質管理の水準について適切に理解できるようにする。

総合評価の区分と分布状況

総合評価の表記	評価の意味	分布状況	
		大手・準大手	中 小
① 概ね妥当であると認められる	業務運営が良好と認められる場合。	—	—
② 妥当でない点が認められる	改善すべき点はあるが、業務運営が概ね良好と認められる場合。	11	3
③ 妥当でないものと認められる	業務運営が良好でないとして認められる場合。	7	5
④ 妥当でないものと認められ、業務管理態勢等を早急に改善する必要がある	業務運営が良好でないとして認められ、特に早急な改善が必要な場合。	—	5
⑤ 著しく不当なものとして認められる	品質管理態勢及び個別監査業務の状況に重大な不備が認められ、自主的な改善が見込まれない場合。	—	5

- * 「④ 妥当でなく、早急に改善する必要」と評価した監査事務所には、検査結果通知と同時に報告徴収を実施して、速やかな改善を促している。
- * 「⑤ 著しく不当」と評価した監査事務所は、金融庁長官に対して**行政処分の勧告**を行う。
- * 分布状況には、平成28～令和2事務年度に検査を着手・終了した監査事務所が集計されている。
- * 大手・準大手は全法人の集計であるが、中小は検査対象となった事務所のみを集計している。

総合評価の新しい表記

(令和3事務年度以降の着手分から)

総合評価の新しい表記	評価の意味	従来の表記
① 良好であると認められる (総合評価：1)	業務運営が良好と認められる場合	① 概ね妥当であると認められる
② 改善すべき点があるものの概ね良好であると認められる (総合評価：2)	改善すべき点はあるが、業務運営が概ね良好と認められる場合	② 妥当でない点が認められる
③ 改善すべき重要な点があり良好とは認められない (総合評価：3)	業務運営が良好であるとは認められない場合	③ 妥当でないものと認められる
④ 妥当でないものと認められ、業務管理態勢等を早急に改善する必要がある (総合評価：4)	業務運営が良好でないと認められ、特に早急な改善が必要な場合	④ 妥当でないものと認められ、業務管理態勢等を早急に改善する必要がある
⑤ 著しく不当なものと認められる (総合評価：5)	品質管理態勢及び個別監査業務の状況に重大な不備が認められ、自主的な改善が見込まれない場合	⑤ 著しく不当なものと認められる

検査結果の監査役等への伝達 と第三者開示

■ 監査役等への伝達（監査基準委員会報告）

- ① 監査事務所は、契約先の全ての被監査会社の監査役等に対し、検査結果通知書の「特に留意すべき事項」、および指摘事項への対応状況を、書面で伝達しなければならない。
- ② 個別監査業務の検査対象に選定された被監査会社の監査役等に対しては、当該会社に係る不備の内容と監査事務所の対応状況についても伝達しなければならない。

■ 第三者開示

* 審査会の事前承諾が不要な場合

- a. 上記の規定に従い、監査役等へ伝達する場合
- b. 協会の規定に従い、日本公認会計士協会に提出する場合

* その他の場合は、審査会の事前承諾が必要

近時、被監査会社の取締役等や、潜在的な被監査会社（会計監査人の選任を検討している会社等）からの要請に基づき、審査会に事前承諾を求める事例が増えている。

第2部

令和2事務年度検査結果概要

構成

1. 監査事務所に求められる対応
2. 指摘事例の概要
 - (1) 業務管理態勢（根本原因の究明）
 - (2) 品質管理態勢
 - ①品質管理態勢の状況
 - ②内部規程の整備・運用及び法令諸基準の遵守等
 - ③職業倫理及び独立性
 - ④契約の新規の締結及び更新
 - ⑤採用、教育・訓練、評価及び選任
 - ⑥監査調書
 - ⑦監査業務に係る審査
 - ⑧品質管理システムの監視
 - ⑨監査役等との連携

構成（続き）

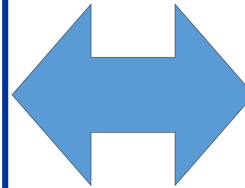
（3）個別監査業務

- ①財務諸表監査における不正
- ②リスク評価及び評価したリスクへの対応
- ③監査証拠
- ④会計上の見積りの監査
- ⑤グループ監査
- ⑥専門家の業務の利用
- ⑦財務報告に係る内部統制の監査

構成（続き）

検査結果事例集の構成

- I. 業務管理態勢編
（根本原因の究明）
- II. 品質管理態勢編
- III. 個別監査業務編



検査結果通知書

特に留意すべき事項

- （冒頭）総合評価
- （1）業務管理態勢
（メッセージを含む）
- （2）品質管理態勢
- （3）個別監査業務

監査役等との
コミュニケーション

1. 監査事務所に求められる対応

監査事務所に求められる対応

監査事務所に求められる対応 (P.1 より)

1. 会計監査の信頼性確保

- 依然として国内外において不正事案がみられ、不適切な会計処理を行った上場会社が引き続き多く認められる。
- 会計監査の信頼性の一層の確保に努めるため、今後も個別監査業務や品質管理のシステムについて点検が必要
- 不備事項が発見された場合には、当該不備事項の改善にとどまらず、その**根本的な原因を究明した上で、改善に取り組むことが必要**

監査事務所に求められる対応

根本原因の究明の必要性（P.7より）

- 検査等で発見された不備と根本原因を同じくする未発見の不備が存在する可能性が高い。
- 根本原因を考慮した改善策を講じずに、**直接的な原因に対処するだけの改善策**（例：安易なチェックリストの追加等）**にとどまった場合には、改善が実効性のないものとなり、本質的な改善につながらない。**

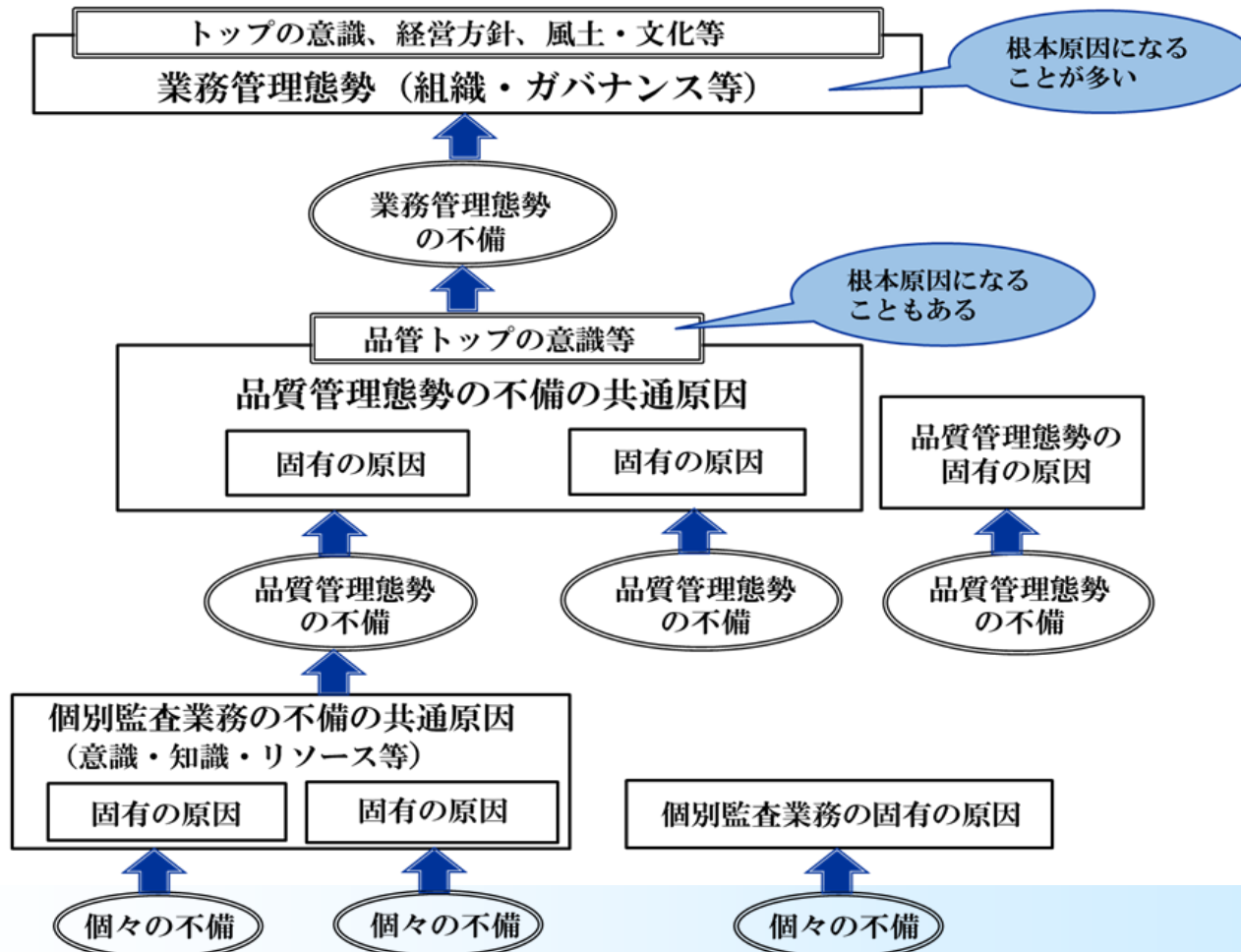
監査事務所に求められる対応

根本原因分析とは？

- ルート・コーズ・アナリシス（Root Cause Analysis「RCA」）などとも呼ばれる。いわゆる「なぜなぜ分析」である。すでに大手監査法人などでは定期的な検証の結果などを利用し、対応が図られている場合もある。
- **表層的、対症療法的な対策ではなく、一番大元の原因を改善し、同様の不備を根治することを目的に実施される。**
- 検査を行う検査官は、個別に識別された個別監査業務や品質管理のシステムに関する不備の原因となる状況をスタートに、帰納法的に「なぜなぜ分析」を繰り返す。

監査事務所に求められる対応

【図1】 参考イメージ 不備と根本原因の究明



2. 指摘事例の概要

(1) 業務管理態勢（根本原因の究明）

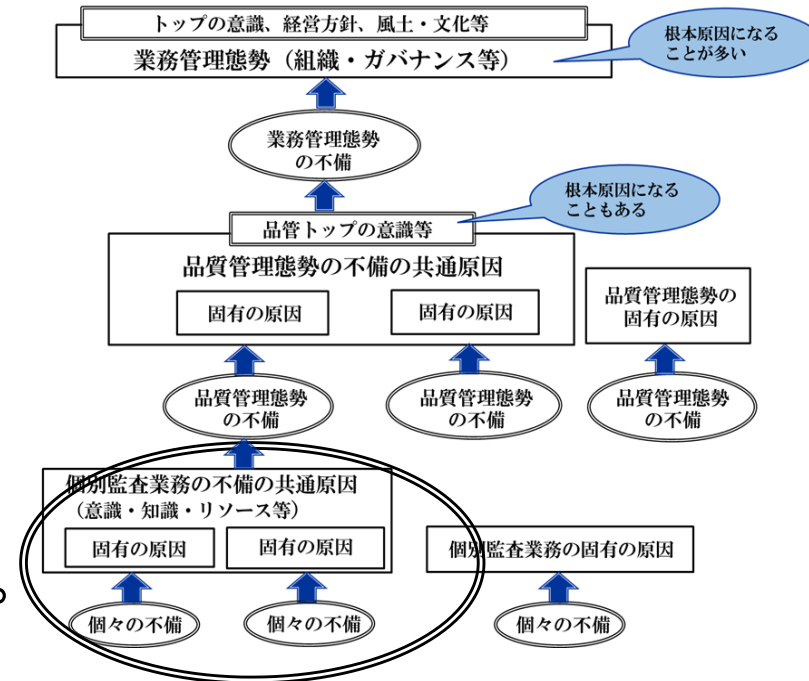
根本原因の究明プロセス

根本原因の究明の事例（P.11 中小規模監査事務所 【事例1】）

（個々の不備の状況）

- 個別監査業務の不備は、業務執行社員及び監査補助者が不正リスクの評価・対応、会計上の見積りの監査等について**監査の基準の求める水準を十分に理解していないことや、経営者の主張を批判的に検討するなどの職業的懐疑心が不足している**といった個別監査業務の不備の共通原因によるものであった。

【図1】参考イメージ 不備と根本原因の究明

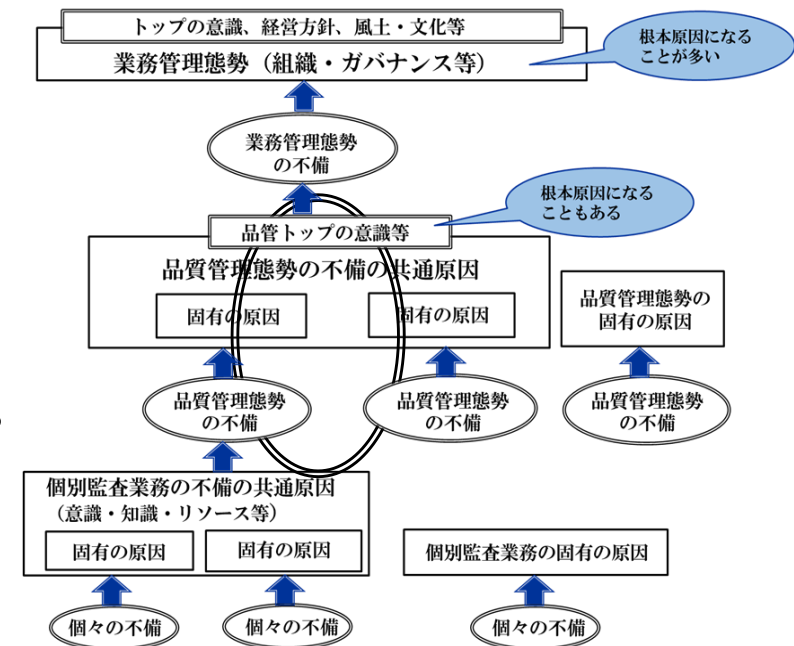


根本原因の究明プロセス

(直接的な原因の分析結果)

- 個別監査業務の不備の共通原因は、最高経営責任者及び品質管理担当責任者が、品質管理レビュー等での指摘事項に対して、同種の不備の発生を防止するための深度ある原因分析の水準を理解していないことや、監査実施者が協会の各種監査ツールを使用さえすれば、一定程度の監査品質が確保できると思いついでいるといった品質管理態勢の不備の共通原因によるものであった。

【図1】 参考イメージ 不備と根本原因の究明

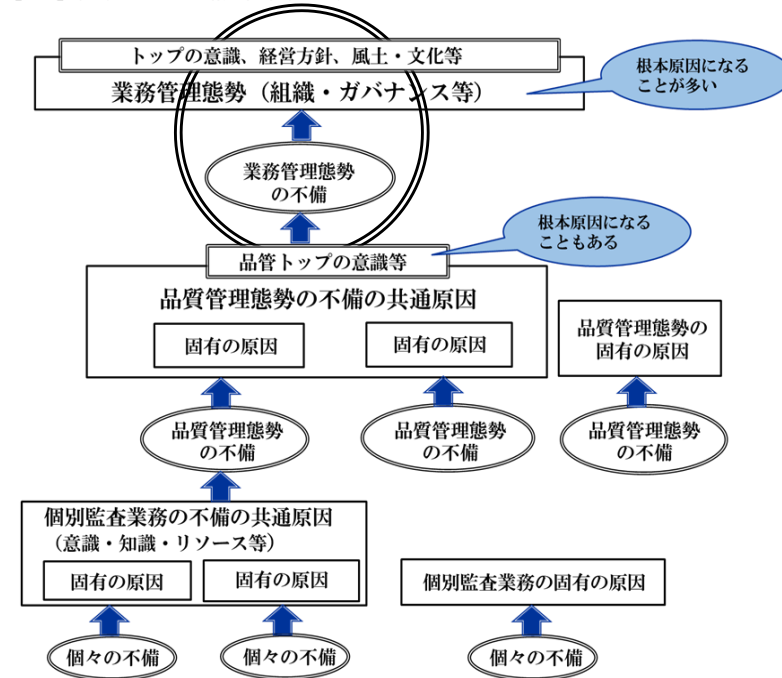


根本原因の究明プロセス

(根本原因の分析結果)

- このような状況を踏まえ、更に根本原因を追究した結果、最高経営責任者及び品質管理担当責任者は、自らを含む全ての監査実施者に**現行の監査の基準の趣旨に対する理解や、基準が求めている品質管理や監査手続きの水準に対する理解が不足していることを認識していない**、また現状の法人運営に問題が無いと考えていたことから、**組織的な品質管理態勢を構築する必要性を認識していない**といった業務管理態勢に根本原因が認められた。

【図1】 参考イメージ 不備と根本原因の究明



根本原因の例

【大手監査法人】

- メッセージの発信や研修などにより、被監査会社の重要なリスクを適切に見極め、リスクに焦点を当てた監査を実施することを繰り返し周知することで、監査チーム等が現行の監査の基準で求められる監査手続の水準を適切に理解し、対応するものと考えていた。また、業務執行社員に対し、担当監査業務に主体的に関与することの重要性を伝えることで、業務執行社員としての役割を適切に果たすものと考えていたため、品質管理に係る施策の浸透状況や実効性を十分に検証できていない。

【準大手監査法人】

- 近時、業容を急速に拡大し、社員及び専門職員を増加させている中、最高経営責任者及び経営執行部は、本部各室に配置された人員が十分ではない状況や監査実施者に現行の監査の基準が求める監査の水準の理解が不足している状況を十分に把握しておらず、本部機能の強化や品質管理態勢の改善対応は、それぞれの責任者に任せておけば適切に実施されると思い込んでいるなど、その十分性や実効性を確認する意識が不足している。

根本原因の例

【中小規模監査事務所】

1. 最高経営責任者及び品質管理担当責任者の品質管理に対する認識不足に関連する事例
 - 最高経営責任者は、**法人トップとして組織的に監査の品質を確保するという意識に欠けており**、当監査事務所の監査業務の現状を踏まえた実効的な品質管理のシステムを構築するためにリーダーシップを発揮していない。また、最高経営責任者以外の業務執行社員においては、当監査事務所の業務運営、品質管理のシステムの整備及び運用を最高経営責任者に委ね、これに関与するという意識に乏しく、業務執行社員としての職責を十分に果たしていない。
2. 合併等の監査事務所の経営環境の変化等を理由とする事例
 - 最高経営責任者は、合併により規模が拡大している中で、規模に応じて求められる業務管理態勢及び品質管理態勢の適切な水準を十分に理解しておらず、合併により規模が拡大した監査事務所の品質管理においても、**合併前の管理手法によって一定の対応は可能であると考えている**。そのため、組織的な業務管理態勢及び品質管理態勢の整備に関し、迅速な対応をとることへの意識が不足している。

根本原因の例

【中小規模監査事務所】

3. 監査事務所の組織風土を理由とする事例

- 当監査事務所は、小規模であるにもかかわらず、設立以来、監査事業部を2つの部により構成し、各部の監査業務、財務及び人事を独立して管理しており、**各部の独立性を優先する組織風土が醸成されている**。また、常勤の監査実施者は社員のみであり、監査補助者は、全て実質的な非常勤職員である公認会計士となっている。このような状況において、最高経営責任者及び品質管理担当責任者は、自らを含む全ての監査実施者に現行の監査の基準の趣旨に対する理解や、基準が求めている品質管理や監査手続の水準に対する理解が不足していることを認識していないことに加え、過去の品質管理レビュー等において、重大な指摘を受けていないことなどから、設立以来継続している現行の組織体制で問題ないと考え、監査事業部の統合などの一体的な業務運営の必要性や常勤の監査補助者の充実などの組織的な監査実施態勢の構築の必要性を認識していない。

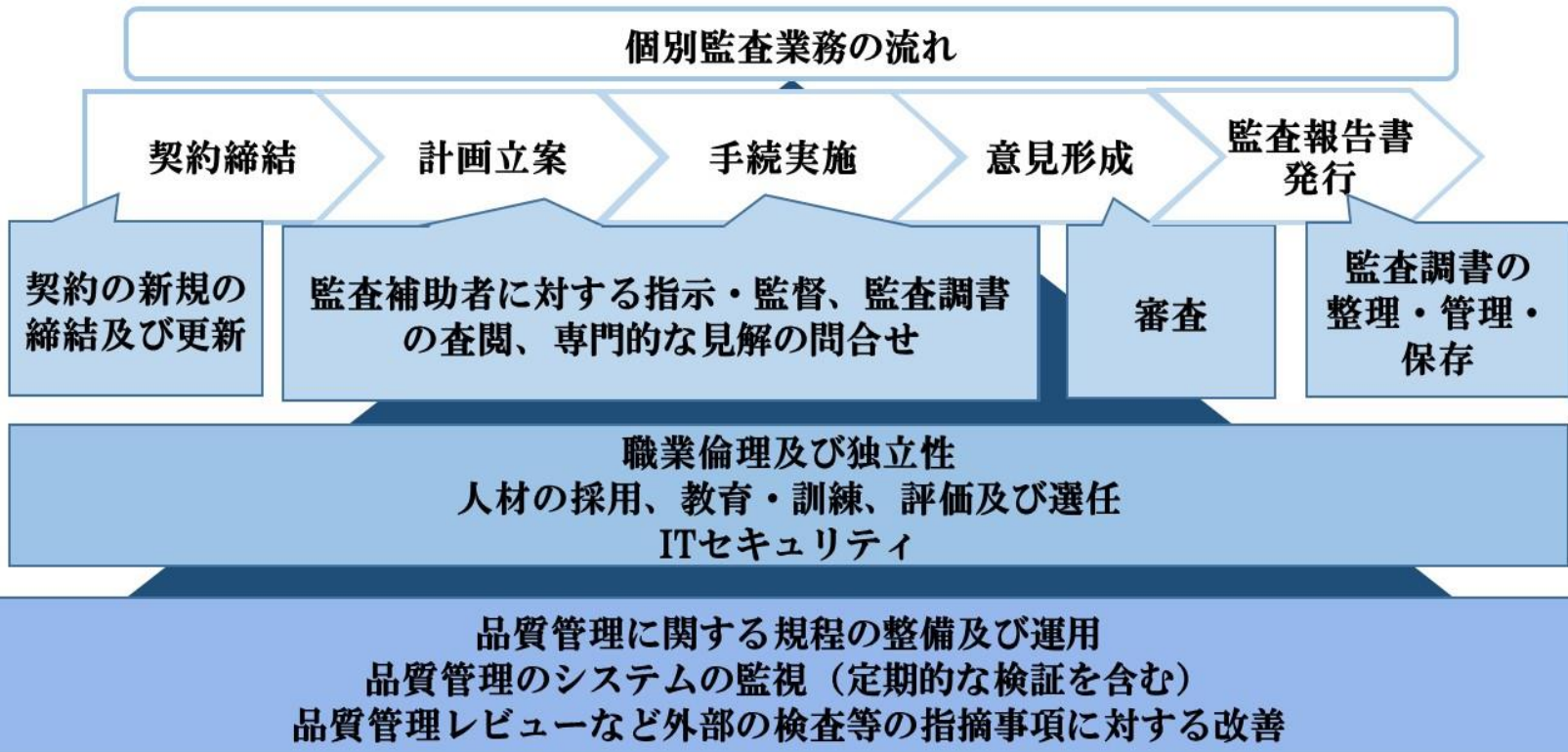
(2) 品質管理態勢

監査事務所の品質管理基準

- 監査事務所が整備・運用すべき品質管理の基準は「監査事務所における品質管理」（品質管理基準委員会報告書第1号）に定められている。

品質管理システムの構成	要求事項
品質管理に関する責任	監査業務の品質を重視する風土を監査事務所内に醸成できるように、適切な方針及び手続を定めなければならない。この方針及び手続において、最高経営責任者等が、監査事務所の品質管理のシステムに関する最終的な責任を負っていることを明確にしなければならない。
職業倫理及び独立性	監査事務所及び専門要員が関連する職業倫理に関する規定を遵守することを合理的に確保するために、職業倫理の遵守に関する方針及び手続を定めなければならない。監査事務所、専門要員等が職業倫理に関する規定に含まれる独立性の規定を遵守することを合理的に確保するために、独立性の保持のための方針及び手続を定めなければならない。
契約の新規の締結及び更新	<p>関与先との契約の新規の締結又は更新に関する方針及び手続を定めなければならない。この方針及び手続は、以下の全てを満たす場合にのみ、関与先との契約の新規の締結又は更新を行うことを合理的に確保できるように定めなければならない。</p> <p>(1) 時間及び人的資源を含め、業務を実施するための適性及び能力を有していること。</p> <p>(2) 関連する職業倫理に関する規定を遵守できること。</p> <p>(3) 関与先の誠実性を検討し、契約の新規の締結や更新に重要な影響を及ぼす事項がないこと。</p>
専門要員の採用、教育・訓練、評価及び選任	職業的専門家としての基準及び適用される法令等に準拠して業務を実施し、状況に応じた適切な監査報告書を発行するために必要とされる適性、能力及び経験並びに求められる職業倫理を備えた十分な専門要員を合理的に確保するための方針及び手続を定めなければならない。
業務の実施	業務が職業的専門家としての基準及び適用される法令等に準拠して実施され、監査事務所又は監査責任者が状況に応じた適切な監査報告書を発行することを合理的に確保するための方針及び手続を定めなければならない。
品質管理システムの監視	品質管理のシステムに関するそれぞれの方針及び手続が適切かつ十分に整備され、有効に運用されていることを合理的に確保するために、品質管理のシステムの監視に関するプロセスを定めなければならない。

品質管理態勢と個別監査業務の関係



①品質管理態勢の状況（大手監査法人）

- 品質管理態勢に関する不備は近年減少しているが、個別監査業務における不備については一定数以上検出されている。
⇒ 品質管理態勢の運用面に何らかの問題があるのではないか。
- 最高経営責任者は改善策を組織全体に浸透させるために、品質管理の主体を事業部に移す傾向がみられるが、改善策が十分に浸透せずに引き続き不備が検出されている。
- 本部は、事業部や監査チームなど監査現場の実態把握を十分に行い、事業部の取組の実効性が確保されるように留意する必要がある。

①品質管理態勢の状況 (準大手監査法人・中小規模監査事務所)

- 品質管理のシステムの整備・運用の両面にわたって、引き続き広範な領域で不備が検出されている。
- 準大手監査法人について、合併や新規被監査会社の獲得による規模の拡大に品質管理態勢が追いついていないケースがある。
- 品質管理のシステムの整備・運用に十分な経営資源を投入せず、個人の能力に依拠した運営がなされている場合、所属するメンバーの意識・能力水準に監査業務の品質管理の水準が影響してしまう。
⇒最高経営責任者の認識や知識に問題のあるケースもある。

②内部規程の整備・運用及び法令諸基準の遵守等 (求められる対応)

項目	求められる対応
内部規程の整備・運用	内部規程が、法令諸基準に準拠した上で各監査事務所の実態に即したものとなっているかについて改めて検証の上、内部規程に従った業務運営が行われているか十分な検証・見直しを行うとともに、実態に即した業務フローを確立するなど、内部規程の適切な整備、周知及び運用に向けた業務管理態勢を構築する必要がある。
法令諸基準の遵守	法令諸基準の遵守状況の確認が必要とされる業務を特定し、当該確認作業に係る実施担当者を選任するなどして、適切な業務管理体制を構築し、法令諸基準を遵守する必要がある。
情報管理	情報漏えいが監査事務所の運営に重大な影響をもたらす可能性があることを十分に認識した上で、各監査事務所における情報機器の利用等の実態に即した適切な情報管理体制の整備・運用を行う必要がある。また、IT化の進展に合わせて、サイバーセキュリティの強化を確実に行っていく必要がある。
インサイダー取引防止	インサイダー取引が資本市場に与える悪影響についての社会一般の認識が深まっていることを再度認識した上で、当該取引の防止のために、より一層実効性のある対応をとる必要がある。

②内部規程の整備・運用及び法令諸基準の遵守等 (事例)

内部規程の運用（専門的な見解の問合せ（※））

最高経営責任者は、専門的な見解の問合せに関する基本的な方針及び手続について、品質管理規程に定めているものの、**専門的な見解の問合せを必要とする事項や問合せをする際の実施手続など、具体的な実施体制を整備していない。**（P.39(事例4)）

※「専門的な見解の問合わせ」とは、監査業務に関して、監査事務所内外の専門的な知識、経験等を有する者から、専門的な事項に係る見解を得ることをいう。

③職業倫理及び独立性（求められる対応）

職業倫理及び独立性に係る内容について、依然として不備が発生していることから、監査の信頼性の確保に向けて、適切に独立性に関する確認手続を実施する態勢を早急に構築する必要がある。

また、独立性を阻害する馴れ合いの程度を判断する際には実態を踏まえた慎重な検討を行う必要がある。

③職業倫理及び独立性（事例）

職業倫理及び独立性の保持

被監査会社から、監査契約上の監査報酬とは別に監査業務の対価性が認められない「特別監査報酬」を継続して受領しており、また、同社の役員に対して商品券を継続して贈与している。当該「特別監査報酬」については、公認会計士法令上の「特別の経済上の利益」に相当するものと認められ、当監査事務所は、公認会計士法で禁止している「監査法人が著しい利害関係を有する会社」に対して監査業務を提供している状況にある。また、当監査事務所による当該商品券の贈与については、協会が定める倫理規則で禁止している保証業務の依頼人に対する「社会通念上許容される範囲を超える贈答」をしている状況にある。（P.49(事例7)）

④ 契約の新規の締結及び更新（求められる対応）

項目	求められる対応
監査契約の新規の締結及び更新に伴うリスクの評価	<p>監査契約の新規の締結及び更新は、監査事務所における経営判断の中核をなす事項であることに十分留意する必要がある。特に、契約リスクの評価等の手続については、関与先の誠実性や被監査会社のリスク情報等の把握した情報を基に契約リスクの識別及びその対応策を監査事務所として検討した上で、新規の契約の可否を決定しているかなどの観点から、監査契約の新規の締結及び更新に係る方針及び手続の整備・運用状況を改めて検証する必要がある。</p>
監査業務の引継	<p>前任監査人においては、監査人予定者に対して、監査実施の過程で把握した被監査会社の監査リスク等に係る情報を十分かつ明確に伝達する必要があることを認識する必要がある。また、監査人予定者においては、前任監査人からの引継等の過程で入手した被監査会社のリスク等に係る情報を適切に文書化し、監査業務の実施において十分に活用できる体制を整備する必要がある。</p>

④契約の新規の締結及び更新（事例）

契約の新規の締結時におけるリスク評価手続

業務執行社員予定者は、監査契約の新規の締結に際し、当監査事務所が定める規程に基づき監査契約の新規の締結に係る審査を受けている。

しかしながら、業務執行社員予定者は、新規監査の対象会社が**事業上の合理性の検討を慎重に実施する必要がある事業譲受取引等を行っている状況において、これらの取引の事業上の合理性を十分に検討しておらず、また、経営者等の誠実性を十分に検討していない。**また、審査担当社員は監査契約の新規の締結に係る審査において深度ある審査を実施する意識が不足しており、これらの状況を看過し監査契約を承認している。（P.52(事例 1 ②)）

⑤採用、教育・訓練、評価及び選任（求められる対応）

項目	求められる対応
採用、教育・訓練	<p>監査実施者の採用に当たり、適切に必要な採用数の見積りを行うことが必要である。また、監査実施者の教育・訓練に当たり、各監査実施者の理解が不足している監査領域を的確に把握した上で、それぞれの知識、能力及び経験に十分に配慮した研修内容を策定・実施し、監査実施者の能力の維持・向上を図る必要がある。さらに、監査事務所が指定した必須研修が適切に受講されているかフォローする等、着実に受講を促すための実効性のある措置を講じる必要がある。加えて、監査調書の査閲等を通じて、研修で伝達した内容や問題意識が実際の監査の現場で十分に活用されるよう、教育・訓練をより実効性あるものにしていくことが重要である。</p>
評価、報酬及び昇進	<p>各監査事務所の規模や人員構成等に配慮しつつ、職業的専門家としての能力（特に、品質管理に係る能力）や職業倫理の遵守状況を評価するための方針及び手続を整備・運用する必要がある。また、監査実施者が能力を高め維持することや職業倫理を遵守することについて正当に評価し、十分にこれに報いることができるように、評価の結果を報酬・昇進、監査チームの編成において適切に反映させることが求められる。</p>
選任	<p>監査実施者の選任に際し、被監査会社の事業内容、規模やリスク等に見合った専門的知識、実務経験、能力等を有する者を選任するとともに、これらの者が監査業務の実施のために十分な時間を確保できるよう、業務量の監視等の措置を講じるなどして、適切な業務実施体制の構築に努める必要がある。</p>

⑤採用、教育・訓練、評価及び選任（事例）

監査責任者等の選任

監査事務所は、小規模であるにもかかわらず、設立以来、監査業務部を2つの部により構成し、各部の監査業務や人事を独立して管理していることから、業務執行社員の選任に関し、社員の品質管理能力の評価を考慮することなく、業務執行社員の所属部門を優先して業務執行社員を選任している。（P.64(事例1②)）

⑥ 監査調書（求められる対応）

項目	求められる対応
監査調書の作成及び上位者による監督・査閲	<p>監査実施者に対して、以下の事項を周知徹底させる必要がある。 監査手続の適切性や充分性に留意し、実施した監査手続を明確に監査調書に記載すること。 策定した監査計画に従って監査手続が実施されたことを確認した上で、監査調書に、実施した監査手続の内容、監査手続を実施した結果、入手した監査証拠に加えて、監査実施者が到達した結論及び当該結論に至った職業的専門家としての判断根拠を記載すること。 また、監査責任者は、監査調書の査閲が、監査補助者にする重要な教育・訓練の機会であることも念頭に置き、監査チームが到達した結論が、入手した監査証拠によって裏付けられているかについて十分に確認し、必要に応じて指導・監督することが重要である。</p>
監査ファイルの最終的な整理及び監査調書の管理・保存	<p>監査調書の管理・保存の重要性を改めて認識するとともに、品質管理担当責任者等の管理者の主導により、監査ファイルの最終的な整理及び監査調書の管理・保存状況の実態を改めて検証し、監査ファイルの最終的な整理を監査報告書日後、適切な期限内に確実に完了させるとともに、監査調書の管理・保存については、監査調書の紛失等に伴う監査証拠の滅失、機密情報の漏えい等の防止に向けて、万全の措置を講ずる必要がある。</p>

⑥ 監査調書（事例）

監査補助者に対する指示・監督

業務執行社員は、**監査補助者を過度に信頼していたことから**、当期における監査リスクに応じた監査手続の実施に関し、前期調書と同様の監査手続の実施を指示するにとどまっており、具体的な指示を行っていない。

また、業務執行社員は、**監査補助者を過度に信頼していたことから**、監査調書の査閲に際し、会計上の見積りの監査等に係る重要な判断について、実施した手続とその結論が適切に記録され、十分かつ適切な監査証拠が入手されているかを確認していない。（P.67(事例3)）

⑦監査業務に係る審査（求められる対応）

審査（※）担当者は、監査チームが実施したリスク評価及び計画したリスク対応手続について、客観的な観点から審査を行う必要がある。

また、意見形成の審査に当たり、重要な事項について、監査責任者と**討議を行うだけではなく**、重要な判断に関する**監査調書の査閲等を通じて**、監査チームの結論が十分かつ適切な監査証拠により裏付けられているかについて審査を行う必要がある。

※「審査」とは、監査報告書日又はそれ以前に、監査チームが行った監査手続、監査上の重要な判断及び監査意見の形成を客観的に評価するために実施する手続をいう。

⑦監査業務に係る審査（事例）

審査の実効性の確保

監査事務所は、**特定の審査担当者に偏重した審査割当を行っている**ため、一部の審査担当者は、審査の実施に時間的な制約が生じており、監査チームが行った重要な判断に対する十分かつ適切な監査証拠が入手されているかを確認していないなど、有効な審査が実施できる態勢を構築していない。（P.72(事例2 ③)）

⑧品質管理システムの監視（求められる対応）

品質管理のシステムに係る問題点を自ら発見・把握し、自主的に是正措置を講じる体制を整備・運用することが求められる。また、定期的な検証の実施を担当する者として、監査事務所外部の公認会計士を選任している場合であっても、本来の監視の機能が十分に発揮されているか確認することに留意する必要がある。さらに、不服と疑義の申立てが適時に把握され、必要に応じ適切な調査が行われるような体制を整備・運用することが必要である。

⑧品質管理システムの監視（事例）

定期的な検証（※）の実効性

定期的な検証の担当者は、検証の実施に際し、**具体的な着眼点を設けておらず、チェックリストに基づく形式的な確認しか行っていない**ほか、当該確認に際しても**十分な時間をかけていない**など、監査チームが十分かつ適切な監査証拠を入手しているかという観点から、**深度ある検証を実施していない**。また、品質管理担当責任者は、検証時間が短い状況や、品質管理レビュー等と比較して発見される不備事項の数が少ない状況を認識していたにもかかわらず、**定期的な検証の実効性について評価をしておらず、また定期的な検証の担当者の拡充を図るなど、実効性のある定期的な検証の実施を確保するための態勢を整備していない**。（P.76(事例2①)）

※「定期的な検証」とは、監査事務所が定めた品質管理の方針及び手続に準拠して監査チームが監査業務を実施したことを確かめるために、完了した監査業務に対して実施する検証手続をいう。

⑨ 監査役等との連携（求められる対応）

項目	求められる対応
会計監査人と監査役等とのコミュニケーション	<p>会計監査人と監査役等との連携の必要性・重要性については、企業による不正な財務報告事例の発生を受けて、近時改めて強調されており、監査基準においては、「監査人は、監査の各段階において、監査役等と協議する等適切な連携を図らなければならない」とされている。</p> <p>また、平成30年の監査基準改訂において、監査報告書に監査上の主要な検討事項（以下「KAM」という。）を記載することが求められた。KAMは会計監査人が監査役等と協議した事項の中から決定することとされており、KAMの導入により、監査人と監査役等との深度あるコミュニケーションの重要性は一層増している。</p>
不正・違法行為発見時の対応	<p>監査の過程で財務書類の適正性の確保に関わる不備を発見した場合、金融商品取引法第193条の3に基づく通知の要否について検討するなど、被監査会社による不備の是正に向けた対応の実施が求められていることに今一度留意する必要がある。</p> <p>また、不正や違法行為に対する監査上の判断に際して、専門的な見解の問合せへの対応等が適切に行われるよう、監査チームをサポートするためのシステムを構築する必要がある。</p>

⑨監査役等との連携（事例）

監査役等とのコミュニケーション

監査チームは、被監査会社の監査等委員会に対し、内部統制監査に関連する監査人の責任、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期の概要を報告していないほか、金融商品取引法監査報告書提出前の内部統制監査の結果報告を行っておらず、監査等委員会と十分なコミュニケーションを行っていない。（P.80(事例 1 ④)）

(3) 個別監査業務

個別監査業務における不備の分析（原因）

- （１） リスク対応手続の監査リスクへの適合性及び監査証拠の十分性・適切性の検討が不十分**
 - ・ 監査計画の段階での検討が不十分
 - ・ 入手した監査証拠の評価が不十分
- （２） 監査人として発揮すべき職業的懐疑心の欠如**
 - ・ 経営者等の誠実性の評価、重要な取引の事業上の合理性の検討、経営者の仮定の合理性等
- （３） 要求事項に対する知識不足**
 - ・ グループ監査、分析的実証手続、サンプリング、会計上の見積りの監査等

①財務諸表監査における不正（求められる対応）

- 監査人は、**監査の全過程において職業的懐疑心を保持すること**、不正リスク（※）を検討する際には**職業的懐疑心を発揮する必要がある**。
- 監査計画の策定に当たり、**不正による重要な虚偽表示リスクを識別するための情報を入手し**、監査チーム内の討議を通じて、これらの情報が不正リスク要因の存在を示しているか慎重に検討する。
- 収益認識に関する不正リスクを識別し評価する際には、**特にリスクが高いと判断した部分に安易に不正リスクを限定することなく**、被監査会社に対する理解や業務プロセス等を踏まえ不正による重要な虚偽表示が財務諸表のどこにどのように生じる可能性があるのかを検討する。
- 不正リスク対応手続の実施の際には、不正リスクを識別していないアサーションに比べ、**より適合性が高く、より証明力が強く、又はより多くの監査証拠を入手しなくてはならない**。

※「不正リスク」とは、不正による重要な虚偽表示リスクをいう。

①財務諸表監査における不正（概要）

- 依然として不正事案がみられるため、財務諸表監査における不正リスクへの対応状況について審査会検査において重点的に検証している。
- 比較的多数の不備が指摘されている領域であり、大手・準大手監査法人、中小規模監査事務所を問わず不備は発生している。
- 収益認識のうちリスクが特に高いと考える部分のみに不正による重要な虚偽表示リスクを識別し、その他の部分について十分な検討を行うことなく不正による重要な虚偽表示リスクはないとしている事例がみられる。
- 収益認識の項目について不正による重要な虚偽表示リスクを識別していながらリスク対応手続が十分ではない事例がみられる。
- 経営者による内部統制の無効化に関係したリスクに対する監査手続が十分ではない事例がみられる。

①財務諸表監査における不正（事例）

収益認識における不正リスクへの対応

監査チームは、デジタル複合機等の販売事業に関する不正リスクの検討において、当該事業の1取引当たりの売上金額は小さく、重要性の基準値を下回るため、不正による重要な虚偽表示リスクの推定を適用する状況にないと判断し、その旨を監査調書に記載している。

しかしながら、監査チームは、1取引当たりの売上金額が重要性の基準値に比して小さいことのみを理由として、不正による重要な虚偽表示リスクの識別は不要と判断し、取引形態又はアサーションに関連して具体的に不正が行われるシナリオを検討していない。（P.94(事例②)）

①財務諸表監査における不正（事例）

収益認識における不正リスクへの対応

被監査会社は、電力量計の製造を中心とした計測制御機器事業を営んでおり、着荷基準により売上計上を行っている。

監査チームは、被監査会社における売上の期間帰属について、不正による重要な虚偽表示リスクを識別した上で、期末日前後の売上計上時期を意図的に操作する可能性があるとして、期末日前後に計上された売上からサンプルを抽出し、詳細テストを実施している。

しかしながら、監査チームは売上の期間帰属の検証において、注文書との照合を行うのみで、着荷の事実を示す顧客の受領書との照合などのより証明力が強い監査証拠を入手するための実証手続を実施していない。（P.100(事例 3

⑤))

①財務諸表監査における不正（事例）

仕訳テスト

監査チームは、経営者による内部統制の無効化に対応する監査手続として仕訳テストを実施している。監査チームは、**自動仕訳については不正の余地が小さいと考え**、手入力仕訳を検証対象としている。

しかしながら、監査チームは、会計システムにおいて、被監査会社がシステムのデータ及びプログラムを直接修正することが可能な**特権IDによって自動仕訳を入力又は修正していることや、業務システムへ登録されているデータを修正することによって、会計システムへ自動仕訳を起票していることを認識していながら、仕訳テストの対象から自動仕訳を除外することについて検討を実施していない。**（P.97(事例 1 ②)）

①財務諸表監査における不正（事例）

重要な取引の事業上の合理性

監査チームは、被監査会社のリース会社に対する販売取引に係る売掛金の残高確認で生じている差異の原因について、確認先のリース会社から、当該取引に係るエンドユーザーとのリース契約の開始時期がリース会社による商品検収後1年以上先であり、リース契約開始日まで債務計上しない旨の回答を得ている。

しかしながら、監査チームは、取引の合理性や取引に係る契約条件の検討等、当該取引に係る売上の発生や期間帰属の妥当性について検討していない。（P.97(事例2①)）

② リスク評価及び評価したリスクへの対応 (求められる対応)

- 監査実施者は、職業的専門家としての正当な注意を払い、懐疑心を発揮して、**企業及び企業環境の十分な理解とそれを通じたリスク評価を実施するとともに**、本事例集や協会が発行する監査提言集等を参考にすることで、慎重にリスクの識別と評価を行うことに留意する必要がある。
- リスク対応手続の立案に際しては、**評価したリスクに対応する手続となっているか及び十分かつ適切な監査証拠を入手できる手続となっているか**について、手続の種類だけでなく、手続の実施時期や実施範囲を含めて検討する必要がある。そのためには、監査時間の配分について、実証手続だけでなく監査計画の作成に対しても十分な時間が確保されるよう配慮する必要がある。

② リスク評価及び評価したリスクへの対応 (概要)

- 期中において被監査会社の企業環境や業績が悪化した場合や監査の進捗に伴い虚偽表示を識別した際に、**監査計画の修正について適切に検討しなかった**ことによる、期末の実証手続の種類、時期及び範囲における不備がみられる。
- 監査計画において**評価したリスクとリスク対応手続の適合性を検討していない**ため、実施された手続の種類、時期及び範囲がリスクに対応していない不備がみられる。
- 重要な虚偽表示リスクを識別しているにもかかわらず、増減分析を実施した結果、**異常な点がないこと**をもって、**実証手続を実施していない**不備がみられる。

② リスク評価及び評価したリスクへの対応 (事例)

評価したリスクに対応する監査人の手続

監査チームは、**前払費用と給与及び手当について、重要な虚偽表示リスクを識別**し当該リスクが低いと判断している。また、前払費用については、**前期比較分析**を実施し、給与及び手当については、**計上額の増加の原因分析**や、**1人当たり人件費等の分析**を実施している。

しかしながら、監査チームは、**重要な虚偽表示リスクを識別した勘定科目の前期比較等の分析的手続を実施するのみで、実証手続を実施していない。** (P.108(事例 1 ①))

③監査証拠（求められる対応）

- 特別な検討を必要とするリスク（※）に対しては、**当該リスクに個別に対応する実証手続を実施しなければならない。**
 - 不備事例の多くは、監査チームにおいて、その前提としてのリスク評価及びリスク対応手続の立案を適切に行っていないことや、対象年度の**被監査会社の事業に関する深度ある理解が不足していることを原因として発生している**（スライド「②リスク評価及び評価したリスクへの対応（求められる対応）」参照）。
 - 監査責任者等が**具体的な指示・監督を行っていない**ことから、監査補助者が従前の監査手続を実施するにとどまるなど、監査計画と実際の監査手続が有機的に連携していない状況も多数みられる。監査手続から入手した**監査証拠の十分性及び適切性について、査閲を通じて確認することが求められる。**
- ※ 「特別な検討を必要とするリスク」とは、識別し評価した重要な虚偽表示リスクの中で、特別な監査上の検討が必要と監査人が判断したりスクをいう。

③監査証拠（概要）

- 特別な検討を必要とするリスクを識別しながら、当該リスクに個別に対応する実証手続を実施していない。
- 分析的実証手続の要件を満たしていない（前期比較、月次推移比較の実施にとどまっている。）。
- 母集団全体に関する結論を得るための適切なサンプルを抽出していない。
- 特定項目抽出による試査を選択した場合において、母集団の残余部分に対する実証手続の要否を検討していない。
- 被監査会社が作成した情報の利用に際し、正確性及び網羅性を評価していない。

③監査証拠（事例）

企業が作成した情報の信頼性

被監査会社は、棚卸資産の品目ごとの帳簿単価、数量、帳簿価額、最終在庫日、最終販売単価、販売直接費見込額を集計した資料に基づき、①最終販売単価から販売直接費見込額を控除した正味売却単価に基づく棚卸資産評価損、②最終在庫日からの経過期間に基づく評価損を計上している。

しかしながら、監査チームは、当該資料の網羅性は検証しているものの、**当該資料に記載されている棚卸資産の品目ごとの帳簿単価、数量、最終在庫日、最終販売単価、販売直接費見込額の正確性を検証していない。**（P.118(事例2③)）

④会計上の見積りの監査（求められる対応）

- 会計上の見積り（※）は不確実性を伴い、その**不確実性の程度により重要な虚偽表示リスクが異なる**。したがって、監査人は、見積りの性質・方法、関連する内部統制、経営者の偏向の兆候等といった**不確実性に影響を与える要素を**検討し、**重要な虚偽表示リスクを識別して評価することが求められる**。
 - 監査人は、識別して評価した**重要な虚偽表示リスクに対応する適切な監査手続を実施し、職業的専門家として、批判的な観点から経営者の見積りの合理性を検証することが求められる**。
- ※「会計上の見積り」とは、正確に測定することができないため、金額を概算することをいう。

④会計上の見積りの監査（概要）

- 監査チームの職業的懐疑心が欠如していたことにより、経営者の仮定や会計処理の理解にとどまり、会計上の見積りに利用された**事業計画の実現可能性等、経営者の主張に対する客観的な評価を行わず**、当該主張の合理性を検証する手続が不足している事例がみられる。
- 監査基準委員会報告書540における**要求事項に対する理解が不足**していたことにより、バックテストや経営者の偏向が存在する可能性の検討を適切に実施していない事例がみられる。

④会計上の見積りの監査（事例）

経営者の仮定の合理性

被監査会社は、グローバルで製造事業を展開しており、連結財務諸表では安定して営業利益を計上しているものの、個別財務諸表では継続して営業損失を計上している。被監査会社は、個別財務諸表上の固定資産の減損損失の認識において、短期経営計画を基に見積もった割引前将来キャッシュ・フローが、固定資産簿価を超えたことから、減損損失の認識は不要と判断している。

監査チームは、経営者に対する質問を通じて、固定費の削減方針があることや、当期の販売実績を踏まえ今後収益の拡大見込であるとの経営者の仮定には一定の合理性があると判断している。

しかしながら、監査チームは短期経営計画について、被監査会社に対する質問や販売実績の確認を行うのみで、具体的な裏付けに基づき、当該計画の合理性を検討していない。（P.129(事例 1 ①)）

④会計上の見積りの監査（事例）

前年度の会計上の見積りの検討

被監査会社は、運営する店舗の資産除去債務を、原状回復費用の発生見込額に基づき計上しており、当初計上時から当該発生見込額の変更はしていない。しかし、当年度に店舗の退店による原状回復費用の支出額が、当該店舗に係る資産除去債務計上額を上回り、履行差額として追加費用が発生する状況になっている。また、過年度においても同様に履行差額として追加費用が発生する状況が継続している。

しかしながら、監査チームは、被監査会社において**継続して履行差額が発生しているにもかかわらず**、退店した店舗の前年度の資産除去債務に計上されている見積額と確定額の比較検討を実施しておらず、**他店舗における資産除去債務計上額の見直しの要否について、十分に検討していない**（P.142(事例1)）

⑤ グループ監査（求められる対応）

- グループ財務諸表が、すべての重要な点において、適用される財務報告の枠組みに準拠して作成されているかについての意見を表明するために、**構成単位（※）の財務情報及び連結プロセスに関する十分かつ適切な監査証拠を入手することが求められる。**
- 構成単位の財務情報に対して実施する監査手続等の種類、時期及び範囲並びに発見事項について、**構成単位の監査人と明確なコミュニケーションを行うことが求められる。**
- グループ監査の適切な実施には、海外の構成単位の監査人への指示のための語学能力等、状況に応じた付帯的能力等を満たすことが求められる。監査事務所においては、**監査実施者の選任に留意するとともに監査チームを支援する体制の整備が必要である。**

※ 「構成単位」とは、グループ財務諸表に含まれる財務情報の作成単位となる、企業又はその他の事業単位をいう。

⑤ グループ監査（概要）

- 国内外の関係会社における重要な不正事例の増加に伴い、グループ監査の重要性が増しているため、審査会検査において重点的に検証している。
- 重要な構成単位の識別、構成単位の監査人とのコミュニケーション、構成単位の監査人からの監査結果の評価等の過年度からの不備事例が多くみられる。

⑤ グループ監査（事例）

構成単位の監査人が実施する作業への関与

監査チームは、個別の財務的重要性を有する重要な構成単位のうち、A社及びその連結子会社並びにB社については、これらの構成単位の監査人に対して監査の実施を依頼している。また、監査チームは、当該構成単位の監査人に対し、各構成単位の会計方針と監査計画に関する質問書を送付し、その回答内容を確認することで、特別な検討を必要とするリスクへの対応手続の適切性を評価している。

しかしながら、監査チームは、**当該構成単位の監査人から質問書の回答を入手しているものの、構成単位の監査人との間で、構成単位の事業活動に関する協議や不正リスクに関する討議を実施しておらず、構成単位の監査人が実施したリスク評価への関与が不十分である。**（P.149(事例5②)）

⑤ グループ監査（事例）

入手した監査証拠の十分性及び適切性

監査チームは、複数の海外の重要な構成単位の監査人に対して、各社の財務情報の監査の実施を指示し、期末監査において、これらの構成単位の監査人から、各社の財務情報が全ての重要な点において被監査会社のグループ・アカウンティング・マニュアルに含まれている方針や指示に準拠しているかどうかに関する監査報告書を受領している。

しかしながら、監査チームは、**被監査会社のグループ・アカウンティング・マニュアルの内容を理解しておらず、連結財務諸表についての意見表明の基礎を得るに当たって、各構成単位の監査人の意見を適切に評価していない。**（P.153(事例9④)）

⑥ 専門家業務の利用（求められる対応）

監査人は、十分かつ適切な監査証拠を入手するために、会計又は監査以外の分野の専門知識が必要な場合、他の専門家の業務を利用することがあり、その利用においては以下の対応が求められる。

- 専門家を利用する必要性を判断すること、専門家の適性、能力及び客観性を評価すること、専門家の業務が監査目的に照らして適切であるかについて評価することが求められる。
- 監査チームは、専門家に任せきりにすることなく、利用する業務の目的や範囲について、専門家と十分な協議を行うなどにより、監査目的に適合した十分かつ適切な監査証拠を入手することが必要である。

⑥ 専門家業務の利用（概要）

- 専門家の業務の利用において、専門家の実施した作業結果を過度に信頼し、十分に評価することなく依拠している事例がみられる。
- 監査チームが利用する専門家との間で、利用する業務の範囲や目的についてのコミュニケーションが不十分な事例がみられる。

⑥ 専門家業務の利用（事例）

監査人の利用する専門家の適性、能力及び客観性の評価

監査チームは、被監査会社が計算した退職給付債務及び勤務費用について、外部の専門家に評価を依頼しているが、当該外部の専門家の専門分野について十分に理解しておらず、その適性、能力及び客観性についても評価していない。

(P.154(事例1))

⑦財務報告に係る内部統制の監査 (求められる対応)

- 監査人は、効果的かつ効率的な監査の観点から、財務諸表監査と内部統制監査を一体的に実施することが求められている。
- その一方で、監査人には、被監査会社の規模や組織構造等の特徴を踏まえた内部統制の構築に関して指導的機能を発揮することが求められている。

⑦財務報告に係る内部統制の監査（概要）

- 内部統制の評価範囲の妥当性、内部監査人等の能力及び独立性の評価、サンプルの妥当性、評価方法等の妥当性を検証することなく、被監査会社の内部統制の評価結果を利用している事例がみられる。
- 被監査会社に、新規ビジネスの開始等の環境の変化が生じている中、内部統制監査上の対応が形式的なものにとどまっている事例がみられる。

⑦財務報告に係る内部統制の監査（事例）

重要な業務プロセスの選定

監査チームは、グループ財務諸表に係る特別な検討を必要とするリスクとして識別している子会社における固定資産の減損プロセスについて、**被監査会社が内部統制の評価対象にしないことに合理的な理由があるかどうか検討していない。**（P.157(事例2)）